

津山市生涯学習人材バンク設置要綱

（設置）

第1条 第3次津山市生涯学習推進計画に基づき、生涯学習の推進及び市民の教育、文化等の学習活動のニーズに応え、これを支援するために、津山市生涯学習人材バンク（以下「バンク」という。）を設置する。

（登録分野）

第2条 バンクの登録分野は、市民の生涯学習活動に関する分野（別表のとおり）とする。

（登録対象者）

第3条 バンクの登録対象者は、次の各号の要件すべてを満たす個人及び団体とする。

- （1）生涯学習活動に関する資格や豊富な経験を有し、生涯学習活動を支援するにふさわしく、かつ意欲のある個人及び団体
- （2）18歳以上の個人又は概ね18歳以上の人で構成される団体
- （3）津山市に在住若しくは在勤の個人若しくは津山市に存する団体又は津山市で講師として指導が可能である個人及び団体

（登録方法）

第4条 バンクへの登録は、バンク登録申請書（様式第1号）による申請に基づき行うものとする。津山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、登録申請書の内容が適切であると判断した場合、速やかに登録するものとする。

（報償金）

第5条 登録者（第4条の規定によりバンクに登録された者をいう。以下同じ。）の活動に当たっての報償金は、登録者に依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）と登録者により、その有無、金額等を決定する。

（登録期間）

第6条 バンクの登録期間は、別に定める日から3年間とする。ただし、特別な事由があるときは、3年を超えない範囲において、別に定める期間とする。

- 2 前項の期間の途中で新たに登録した者の登録期間は、登録の日から前項の期間の満了日までとする。

（登録の更新）

第7条 登録者は、登録期間満了時にバンク登録更新・登録取消申請書（様式第2号）により申請する。教育委員会は、申請内容、活動状況等に鑑み、登録更新の可否を決定する。

（登録の変更及び取消し）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、教育委員会は登録の内容を変更し、追加し、又は取消することができるものとする。登録内容を変更し、追加し、又は取消した場合にはその旨をバンク登録内容変更・登録取消決定通知書（様式第3号）にて登録者に通知する。

- （1）当該個人又は団体から申出があったとき

- (2) 申請内容に偽りがあったとき
- (3) 登録者の立場を利用し、営利活動並びに宗教及び政治活動をしたとき
- (4) 社会的信用を失墜するなど、登録者としてふさわしくない行為があったとき

(登録者一覧表及び登録者台帳の作成)

第9条 教育委員会は、第4条の規定により登録した者について様式第4号で定める登録者一覧表及び様式第5号で定めるバンク登録者台帳を作成する。

(登録者情報の提供)

第10条 登録者情報の活用を図るため、次の方法により登録者情報の提供を行う。なお、登録者情報の提供にあたっては、登録者の同意がある場合などを除き、津山市個人情報保護条例（平成15年津山市条例第2号）第9条の規定により、その収集目的の範囲を超えた利用又は他の機関への提供は行わない。

- (1) バンク登録者一覧表を市ホームページに掲載する等の方法により、広く提供する
 - (2) バンク登録者台帳を登録窓口に備えつけ、人材情報の詳細について提供を受けたい人に、登録窓口の職員が直接提供する
- 2 教育委員会は、人材情報の目的外利用をしようとする者又は利用をした者に対して、バンク登録者台帳の情報提供をしない。

(他の事業への提供・情報の共有化)

第11条 登録者情報は、本人の承諾をもって、岡山県生涯学習ポータルサイト「ぱるネット岡山」へ情報提供できるものとする。このとき、津山市個人情報保護条例第10条の規定により、情報の提供先に対して、提供した情報について必要な制限を付し、又は適正な取扱いのために必要な措置をとるよう求めるものとする。

(登録者への依頼)

第12条 登録者への依頼については、個人、グループ又は団体が主催する学習活動とする。若しくは社会教育施設及び関係部局等の主催する事業を含むものとする。

- 2 依頼者は、依頼書(様式第6号)を教育委員会に提出し、登録者の意向を事前に把握しなければならない。
- 3 教育委員会は、依頼書に基づき登録者の意向を確認し、その結果を依頼者に伝えなければならない。
- 4 契約、報償及び活動に当たっての保険並びに学習活動の実施等については、依頼者と登録者間の責任に委ねる。
- 5 依頼者は、実施後ただちに教育委員会に実施状況について別に定める様式第7号にて報告を行う。

(庶務)

第13条 バンクの窓口及び運営に関する庶務は、教育委員会生涯学習部生涯学習課において執り行う。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、当バンクの運営に関し必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の施行前においても、登録の募集、申請等必要な行為を行うことができる。